

電気・ガス価格激変緩和対策事業
に係る電気料金の特別措置〔高圧〕
(首都圏エリア)

令和6年1月1日実施

北海道電力株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置[高圧](首都圏エリア)(以下「本特別措置」といいます。)は、基本契約要綱(東京エリア)(令和5年4月1日実施。以下「基本契約要綱」といいます。)およびその他の供給条件等(以下総称して「要綱等」といいます。)にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年6月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。

3 燃料費等調整および燃料費調整

- (1) 燃料費等調整とは、要綱等の電力量料金において、燃料費等調整額を加えることをいいます。
- (2) 燃料費調整とは、要綱等の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

- (1) (2)の場合を除き、2(適用期間)に定める適用期間における要綱等の電力量料金は、要綱等に定める燃料費等調整によらず、燃料費等調整単価が別表1(燃料費等調整)(1)ハ(ロ)aにより算定される場合は、別表1(燃料費等調整)(1)ニによって算定された燃料費等調整額を差し引くものとし、燃料費等調整単価が別表1(燃料費等調整)(1)ハ(ロ)bにより算定される場合は、別表1(燃料費等調整)(1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えるものといたします。
- (2) 基本契約要綱附則2(燃料費等調整についての経過措置)の適用を受ける場合は、2(適用期間)に定める適用期間における要綱等の電力量料金は、要綱等に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表2(燃料費調整)(1)ロ(ロ)a, bまたはcにより算定される場合は、別表2(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表2(燃料費調整)(1)ロ(ロ)dにより算定される場合は、別表2(燃料費調整)(1)ハによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、要綱等に定めるところによるものといたします。

別 表

1 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 平均市場価格

(イ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりのスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間における 1 キロワット時当たりのスポット市場価格の平均値

$$x = 0.6566$$

$$y = 0.3434$$

なお、各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりのスポット市場価

格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前8時から午後4時までの時間における1キロワット時当たりのスポット市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) (イ)によりがたい場合には、基準市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

ハ 燃料費等調整単価

(イ) 基準となる燃料費等調整単価

a 本特別措置における基準となる燃料費等調整単価（以下「基準燃料費等調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{基準燃料費等} \\ \text{調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - 64,900 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準燃料単価}}{1,000} \\ &\quad + (\text{平均市場価格} - 17 \text{円} 44 \text{銭}) \times \text{(3)の基準市場単価} \end{aligned}$$

b 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された基準燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和5年9月1日から令和5年11月30日までの期間	令和5年9月21日から令和5年12月20日までの期間	令和6年2月の料金に係る計量期間
令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間	令和5年10月21日から令和6年1月20日までの期間	令和6年3月の料金に係る計量期間
令和5年11月1日から令和6年1月31日までの期間	令和5年11月21日から令和6年2月20日までの期間	令和6年4月の料金に係る計量期間
令和5年12月1日から令和6年2月29日までの期間	令和5年12月21日から令和6年3月20日までの期間	令和6年5月の料金に係る計量期間
令和6年1月1日から令和6年3月31日までの期間	令和6年1月21日から令和6年4月20日までの期間	令和6年6月の料金に係る計量期間

(ロ) 本則 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価

- a 基準燃料費等調整単価が、cに定める特別措置の燃料費等調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費等調整単価} = c \text{に定める特別措置の燃料費等調整単価} - \text{基準燃料費等調整単価}$$

- b 基準燃料費等調整単価が、cに定める特別措置の燃料費等調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{基準燃料費等調整単価} - c \text{に定める特別措置の燃料費等調整単価}$$

- c 特別措置の燃料費等調整単価

特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

\	令和 6 年 2 月の料金に係る計 量期間等の始期から令和 6 年 5 月の料金に係る計量期間等 の終期までの期間	令和 6 年 6 月の料金に係る計 量期間等
1 キロワット時につき	1 円 80 銭	90 銭

ニ 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量にハによって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	15 銭 0 厘
-------------	----------

(3) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	33 銭 7 厘
-------------	----------

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

(イ) 基準となる燃料費調整単価

a 本特別措置における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

b 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日までの期間	令和 6 年 2 月の料金に係る計量期間等
令和 5 年 10 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの期間	令和 6 年 3 月の料金に係る計量期間等
令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までの期間	令和 6 年 4 月の料金に係る計量期間等
令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの期間	令和 6 年 5 月の料金に係る計量期間等
令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間	令和 6 年 6 月の料金に係る計量期間等

(ロ) 本則 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

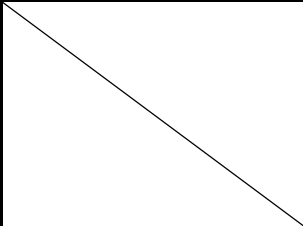
$$\text{燃料費調整単価} = e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

d 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和 6 年 2 月の料金に係る計量期間等の始期から令和 6 年 5 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和 6 年 6 月の料金に係る計量期間等
1 キロワット時につき	1 円 80 銭	90 銭

ハ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22 銭 4 厘
-------------	----------